

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

1. 日 時

平成20年11月28日（金）14:00～16:00

2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

3. 出席者

〔委員〕 ※ ○青木 和子 金谷 健 大村 久雄 水嶋 清嗣
妹尾 志郎 坪田 貴尋 権田 五雄 藤井 淳

〔事務局等〕 北川 恒幸 進藤 良和 中北 光一 森 安幸
堀口 深 木村 博 平中 美子

※○副会長

4. 議 事

○事務局

定刻の時間になりましたので只今より第10回目の草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、委員10名中半数以上の8名の方が出席されておられますので成立していることをご報告させていただきます。

それでは、最初に4月から事務局及び委員に異動がありましたので紹介させていただきます。

田中征子委員が県外に転出されました。代わりに新しく委員になられましたのは清水節子委員です。本日は、都合により欠席されています。

また、天野会長につきましては、今年度から大学で新しい職務に就かれたので、多忙により当分の間、出席できないということでしたので、「草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第7条第4項」に基づきまして、青木副会長に会長代行として議事進行をお任せしますのでよろしくお願いします。

なお、天野会長につきましては、会議には出席できない状況ですが、審議会の資料をお送りし、メール等によりアドバイスをいただくこととなっておりますので、会長として席を置いていただくことについて、了承していただいています。

次に、事務局で異動のあった者の紹介をさせていただきます。

まず、人権環境部長の北川です。

クリーン事業課課長の中北です。

クリーンセンターの平中です。

最後に、人権環境部理事の進藤です。

次に、人権環境部長の北川から挨拶を申し上げます。

○ 事務局

本日は、第10回草津市廃棄物減量等推進審議会の開催にご案内させていただきましたところ、公私ご多忙の中ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、過去9回ご審議いただいた内容に基づきまして、本年の4月にパブリックコメントを実施する予定で作業を進めていただきましたが、事務局の都合により、パブリックコメントの延期をさせていただいたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

延期させていただいた理由としては2点あります。

1点目は、ごみ分別の見直しの実施について、クリーンセンターの地元町内会より事前に協議してほしいという申し出がありました。この点について、事前に説明を行い、ご理解をさせていただくために、時間を要したものです。

2点目は、今年3月に就任しました橋川市長は、市民の皆様との約束事でありますマニフェストを掲げられました。このマニフェストの1つに「ごみの3割削減」がありますが、これの進め方を検討するのに時間を要しました関係上、パブリックコメントの実施を延期させていただきました。

平成18年3月からご審議いただきました「ごみの分別方法の見直し」および「ごみ処理費の住民負担のあり方について」のパブリックコメントの実施及び答申素案について、委員の皆様にご協議ご確認をお願いしたいと考えております。

また、本日この会議が始まります前に、青木副会長に対しまして、草津市長から新たな諮問をさせていただきました。

その内容は、「一般廃棄物処理基本計画」についてですが、審議会でご意見をいただきながら今年度中に策定できるように、事務局でまとめていきたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

以上2点についてご審議をお願いします。

○ 副会長

それでは、ただいまより草津市廃棄物減量等推進審議会の議事に入ります。

議事(1)の「答申について」事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、先ず「パブリックコメントの延期」につきまして、本日の開催までに至る経

過をご説明いたします。

今後、ごみの分別の見直しを実施することにより、プラスチックごみ類を焼却することになりますので、クリーンセンター地元の町内会に、このことを承諾していただくため、ごみ分別見直し後のプラスチックごみ類の混入を想定した燃焼試験を6月に行いました。また、その分析結果が出るまで、3か月程度の期間を要しました。

次に、自治連合会の説明についてですが、3月に開催しました「ごみ問題を考える市民会議」の研修会で、問題点として挙げられたものですが、ごみ袋の有料化によって町内会を通じて配布していましたが無料のごみ袋が無くなることで町内会の加入率が落ちるとの意見もあり、既に一部の町内会から反対意見をいただいています。分別見直し等の住民への啓発においても町内会等の協力が必要とされることから、パブリックコメントは、自治連等の十分なコンセンサスを得たうえで実施したいと考えています。しかしながら、単純従量制の有料化に反対されています町内会におかれては、有料化に対するご理解をいただくことは、現在のところ、大変厳しい状況にあると考えています。

次に、市長のマニフェストについてですが、特に、ごみ減量の目標について協議を重ねてきましたが、お手元にあります資料6のロードマップのとおり、平成18年度の焼却ごみの3割を4年かけて削減することを目標に定めまして、そのための手段として生ごみ処理機の購入補助、分別の見直し、ごみとなる物を買わないことを勧める（リフューズの推進）、資源回収を補助し集団回収の促進を図る等の施策を積極的に進めることで減量化を図るとしました。このように、ごみ減量の目標と達成のための施策をロードマップとして公表できるように取りまとめるための期間が必要になりました。

このような経過があり、本日の開催に至りましたことを報告させていただきます。

次に、「今後のスケジュールについて」資料1に基づきご説明申し上げます

パブリックコメントの実施につきましては、今回のように、市が審議会に施策等に関する諮問をして答申をいただく場合には、2通りの方法があります。審議会が実施する方法と市が実施する方法で、いずれにしても、市のパブリックコメント実施要綱に基づいた手続きで実施することになります。

既に、審議会でもパブリックコメントを実施することで進めてきたわけですが、先の経過報告の中でご説明申し上げましたとおり、パブリックコメントの実施が遅れましたことから、これから審議会でもパブリックコメントを実施することになりますと、資料1の表の上段のスケジュールとなります。本日の審議会開催から最終の答申を公表するのに来年8月まで、約9ヶ月かかります。その間、先ず、2月にパブリックコメントを「広報くさつ」に掲載すると併せて、答申素案を公表します。次に、パブリックコメントで募集した意見を受けて回答を整理するために審議会を4月に開催し、最終の答申案をご審議いただくために7月に審議会を開催させていただくこととなります。

資料1の表の中段は、市がパブリックコメントを実施する場合のスケジュールでして、答申素案から最終の答申案作成までに約4か月かかり、来年3月に答申の公表となります。

その後、審議会から答申を受けて、市が有料化等の実施素案を作成し、パブリックコメントを実施することになります。

資料1の表の下段は、新たに諮問させていただきました一般廃棄物処理基本計画策定に関わるものです。今回と来年1月に答申素案、2月に最終の答申案のご審議をいただくために審議会を開催させていただくスケジュールとさせていただきます。

次に、「パブリックコメントの実施方法について」、資料2に基づき説明させていただきます。

パブリックコメントの内容についてですが、今年1月の審議会でご審議いただき、当初予定していたものは、A3サイズで両面印刷したものでしたが、今回は、「広報くさつ」に掲載します。また、紙面の都合上、コンパクトに集約しA4サイズの両面にしました。当初との主な変更点は、分別の見直し前後の比較を表にしたこと、現在の超過従量制と単純重量化制との袋の単価を比較できるようにしたことです。

次に、「ごみ分別方法の見直しとごみ処理費の住民負担のあり方に対するパブリックコメントの実施について」の内容について、説明させていただきます。

草津市廃棄物減量等推進審議会では、市長から諮問のありました、「ごみの分別方法の見直しについて」及び「ごみ処理費の住民負担のあり方」について2点の答申を出すに当たって、市民の皆さんのご意見を募集します。これは、審議会で実施する場合の内容です。

1点目は、「ごみの分別方法の見直しについて」ですが、その内容につきましては、現在の10種類分の区分と新しい11種類分別の区分の比較表とその効果を記載しております。2点目は、「ごみ処理費の住民負担のあり方について」ですが、その内容につきましては、ごみ袋の配布制度の変更について、超過従量制による有料化に代えまして、単純従量制による有料化に改めます。

変更する理由につきましては、ごみ減量に努めていても、ごみ量に応じた費用負担のしくみとなっていないため、市民から不公平と思われる傾向にあります。そこで、ごみの排出量に応じた費用を負担していただくよう改めようとするものです。現在の超過従量制の制度と、見直そうとする単純従量制の比較表をあげております。

効果ですが、ごみ減量やリサイクルのための分別が進むという前回のパブリックコメントの内容に加え、単純従量制を実施した時、不法投棄の増加が心配されることや、実施直後はごみ量は減少するが、費用負担に慣れてくれば、ごみ量が元にもどるリバウンド現象が生じることもあるという、デメリットについても触れさせていただきました。

また、価格の算定の根拠や収入の用途についても記載いたしております。パブリックコメントの閲覧資料としましては、本資料と併せ、次に説明させていただく答申素案も添付する考えです。

なお、「広報くさつ」の掲載につきましては、紙面の制約上、内容が集約され、そのまま掲載されない場合もあることをご了承願います。

次に資料3「答申素案について」説明させていただきます。

平成18年6月23日付けで草津市長から本審議会に諮問されたものは、「ごみの分別方法の見直しについて」と「ごみ処理費の住民のあり方について」の2点であります。

1頁の「はじめに」につきましては、諮問に至る背景と審議会での審議により一定の結論に達したことを記載しております。

2頁でございますが、「Ⅰ.草津市のごみ状況と課題」では、市の人口とごみの排出量の動向そして課題を記載しています。過去大きく伸びてきた草津市の人口は、平成13年度から平成17年度の4年間については、やや落ち着きを見せてきています。ごみの排出量も、近年はほぼ横ばいとなってきています。その理由として、国の掲げる3Rの精神が市民に浸透してきたことや拡大生産者責任による事業者のごみ減量への取り組みの成果が考えられますが、平成20年度に入り、住宅の建設や、大型商業施設のオープン等により、ごみ排出量の増加が懸念されることから、今後は、より有効な排出抑制施策、資源化の取り組み、及びごみ処理施設の効率的な運営が必要となってまいります。

3頁の、諮問事項の1点目であります「Ⅱ.ごみの分別方法の見直しについて」でございますが、「1.ごみ分別における問題点」といたしまして、ごみ収集処理体系から見ますと、名称に「普通ごみ類」や「小型破碎ごみ類」のような抽象的なものがあることや、「不燃物類」に長靴等の可燃ごみが含まれ分別が分かりづらいこと、資源化が可能な新聞紙等の古紙が焼却処理されていること、プラスチック類のうち再資源化が可能な容器包装プラスチックと資源化できないプラスチックが一緒に収集されており、クリーンセンターでの分別作業に労力を要していることがあげられます。

処理施設稼働上からの問題点としては、現在のクリーンセンターの焼却施設の処理能力は1日当たり150tですが、現在の推計では平成22年度に平均搬入量が137tとなった場合1日の処理能力を超過する日が年間106日発生することが見込まれ、焼却ごみの減量対策を講じる必要があります。

「2.分別見直しのねらい」としましては、このような問題点を改善するため、市民に分かりやすい名称とすること、資源化がより推進できるような分別とすること、市の処理体系に合致し、処理の適正化・効率化を図れるようにすることがあげられます。

次に、「3.市民アンケート調査」の実施をしました。その結果は4頁のとおりですが、ごみ分別で名称、収集回数、指定ごみ袋等について意見が出されました。これらの意見から、ごみ分別に関しては、分かりやすい区分、名称を見直す必要があること、および条件を整えば、プラスチックごみ類の中間処理を見直すことについて支障がないということが分かりました。

「4.ごみの組成分析から」ですが、ごみ組成調査を、「普通ごみ類」「不燃物類」「小型破碎ごみ類」について、実施しました。組成物の比率、ごみ分別の適正度は5頁のとおりです。その結果普通ごみでは9割以上と概ね分別が守られていること、「不燃物類」と「小型破碎ごみ類」についてはやや混入物が多く市民には分別基準が分かりにくいこと、普通ごみ類には、4割を超える紙類が含まれており、別途回収することで資源化率を高めること

ができると思われること、「普通ごみ類」における混合物の主なものは「プラスチック類」であることが分かりました。

「5. 新しいごみ分別」についてですが、今までの問題点や調査結果を踏まえながらまとめました、新しいごみ分別を6頁に表にして記載しております。現在のごみ分別区分を10区分から、11区分に見直すというものでございます。

7頁の「主な変更点および変更にあたっての考え方」についてですが、1点目は、「普通ごみ類」を「焼却ごみ類」と「古紙類」に分けます。「古紙類」は新聞・チラシ・段ボール・飲料用パックとし、資源化を図ります。2点目は、「プラスチックごみ類」を「プラスチック製容器類」とそれ以外のプラスチックに分け、それ以外のプラスチックは「焼却ごみ類」に含める。3点目は、「金属類」は「空き缶類」とそれ以外の金属に分けます。4点目は、「小型破碎ごみ」と「不燃物類」については、名称・分別基準を明確にするため、「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」に名称変更します。空き缶以外の金属は、「破碎ごみ類」に含め、不燃物のうち焼却できるものは、支障のない限り「焼却ごみ類」に含めます。びん類は、市民に分かりやすい「飲・食料用ガラスびん類」に名称変更します。

次に、8頁の第2点目の諮問事項であります「Ⅲ. ごみ処理費の住民負担のあり方について」です。まず、「1. 現在のごみ袋配布方法」を記載させていただきましたが、説明は省かせていただきます。

「2. 現在の制度における問題点」としまして、1点目は「ごみの減量化について」ですが、国・県は平成9年度のごみ量を元に、平成22年度の排出抑制等の目標を掲げています。本市の場合、現在の施策を続ける限り、この目標を達成することは困難な状況です。

2点目の「不公平感について」ですが、一定量ごみ袋を無料配する現制度では、ごみ減量に取り組んでいる世帯とそうでない世帯とでごみ処理費用の負担に差がつかず、ごみの減量に取り組んでいる世帯には、取り組んでいない世帯が出すごみの処理費の一部まで負担させられているという思いが強いことです。また、世帯の人数や生活様式等の違いでごみ袋の過不足が生じるにもかかわらず、配布枚数が一律という現制度には不公平感が残るといえるものです。

3点目の「指定袋のコストについて」ですが、要するに指定袋の無料配布は、市の財政を圧迫しているといえるものです。

9頁に移りまして、4点目の「市民意識、ごみ減量のインセンティブについて」ですが、ほとんどがごみ袋の無料配布枚数内でごみの排出ができている現状では、ごみ減量のインセンティブは働きにくく、安易にごみを出す傾向があるといえるものです。

これらの問題点を改善するため、現在のごみ袋配布制度を見直し、ごみの排出抑制、減量・リサイクルがさらに推進できる住民負担を検討する必要があると考えました。

次に「3. 手数料の課金方法について」ですが、指定袋とシールの2つの方式について検討しました。課金方法としては、ごみ袋1枚またはシール1枚ごとに単純に課金する仕組み（従量制）を基本として、1枚目から課金する「単純従量制（均一従量制）」、1枚目

から課金し一定枚数を超えた段階で手数料を引き上げる「累進従量制」、一定枚数を無料で配布し、これを超えた段階で初めて課金する「超過従量制」の3つについて、検討しました。

1点目の「課金媒体（指定袋方式とシール方式）について」ですが、指定袋方式は、シールより作成コストが高くなりますが、ごみの判別が容易で収集しやすく、市民の分別意識が喚起できます。

これに対しシール方式では、シールの作成費がごみ袋よりも安く、市にとっては経費的に有利であります。また、シールは袋より軽くて小さく、取り扱い易く、保管の面でも有利であります。

しかしながら、ごみの収集時に、シールの確認に手間を要し、作業効率が落ちるうえ、指定袋に比べて不適正な排出が増える可能性があります。また、あわせて推奨袋を導入する場合、袋の製作販売を市場にまかせることで市の負担は軽減できますが、排出段階で規格外の袋を使用される可能性があります。

これらを総合的に見ると、指定袋方式とシール方式のどちらが有利であるかは一概には結論づけにくいと考えられますが、草津市の場合、指定ごみ袋に慣れた市民にとっては、シール方式よりも従来の指定袋方式の方が混乱が少ないといえます。

次に、「課金方式について」、現在のごみ袋の配布方式いくつかの問題点があることは先に述べたところでありますが、このことを踏まえたうえで、現行制度においてごみ減量のインセンティブを働かせるため「無料配布枚数を2分の1に減らした場合」、「世帯人数に応じて配布した場合」について検討したところ、その結果は次のとおりでありました。

まず、無料配布枚数を2分の1に減らした場合は、ごみ袋に要する経費をいくらか捻出できるメリットとともに、現在以上の減量へのインセンティブは働きますが、世帯人数を考慮しない限り不公平感が残ります。

次に、世帯人数に応じて配布した場合は、市民にとっては一定枚数配布よりも不公平感は少なくなります。また、市民の減量化へのインセンティブを強く働かせることができるが、最も効果的にインセンティブが働き、かつ不公平感も少なくなる配布枚数の設定が難しくなります。

また、これを実施する場合には、配布の手間やコストがより多くかかることから、指定袋方式よりもシール方式のほうが有利であると考えられます。

また、2005年に東洋大学山谷教授が行った調査結果等も併せて、総合的に勘案しますと、ごみ減量のインセンティブを働かせるためには、処理費用の一部をごみの排出量に応じて負担する形態の「単純従量制」が最も望ましいと考えます。

次に、「4. 有料化するごみの種類について」ですが、有料化にあたっては、リサイクルを推進するため、いわゆる資源ごみは無料、それ以外のごみは有料とすることを基本的に次のとおりとすることが望ましいと考えられます。

11頁に移ります。無料とするごみにつきましては、「古紙類」「ペットボトル類」「空き缶類」「飲・食料用ガラスびん類」「乾電池」「蛍光管」の6種類、有料とするごみは「焼却ごみ類」「プラスチック製容器類」「破碎ごみ類」「陶器・ガラス類」「粗大ごみ」の5種類とします。

このうち、「粗大ごみ」については、現在既に別体系で有料化が実施されていますので、現行の制度を維持するものとします。

また、「プラスチック製容器類」については資源ごみであり、無料にしてはどうかとの意見もありましたが、無料にすると本来焼却ごみ類に含まれるべきプラスチックがここへ排出され、適正な分別が確保できない点を考慮し有料とします。

「5. 袋の料金水準および規格について」ですが、指定袋の料金設定を検討していくうえで、次の4点について調査検討し、結果は次のとおりとなりました。

1点目は、「ごみ処理費用の一定割合」についてですが、有料化を実施している多くの市町村では、ごみ処理費用の4分の1から3分の1程度を手数料単価としていまして、今回の検討にあってもこの程度の負担を視野に入れながら検討を行いました。

本市の場合、平成17年度のごみ処理費用から試算すると、価格は、1袋（容量45L）あたり36円から48円程度となります。

本市のごみ処理費用についてですが、ごみ1kg当りの処理費は32.3円、ごみ袋1袋（45L）当たりでは145円となっています。

2点目の「周辺市との料金の整合および先進自治体の例」についてですが、周辺市における料金を考慮することは、ごみの越境移動を防止するために必要であります。現在、大津市、守山市、栗東市ともに現行の料金制度について見直しの作業中であり、価格は新しい料金と比較し設定する必要があります。

3点目の「ごみ減量効果」についてですが、手数料が高いほうが比較的ごみ減量の効果が高いとされていますが、福岡市が行った調査では、1袋あたりの単価は50円以上のほうが50円未満の場合より減量の効果が期待できるものの、必ずしも手数料が高いほど効果が期待できるものでもないとされます。

また、有料化を実施した年はごみが減るものの、2年目以降でリバウンドによるごみの増加がみられることから、その対策が必要とされます。

4点目の「市民の負担限度」についてですが、ごみ袋の有料化を実施している自治体では、市民意識調査などにより標準世帯で1ヶ月に負担を我慢できる額が、月額500円までと考えているところが多く、平成18年度有料化を実施した京都市でも、市民の分別行動が効果的に行われるのは、月額500円が上限であると考えられています。

本市で1世帯1ヶ月の負担額を500円とし、ごみ袋の価格を今回新たな分別で有料化する「焼却ごみ類」「プラスチック製容器類」「破碎ごみ類」「陶器・ガラス類」の4種類で試算すると1枚あたり35円から40円の間が限度となり、「古紙類」「ペットボトル類」

「空き缶類」「飲食料用ガラスびん類」の資源ごみを先の一般ごみの2分の1の価格で有料化することを前提に試算すると、一般ごみ30円と資源ごみ15円の組み合わせが限度となります。

また、一般ごみ4種類について、区分ごとに1世帯あたりの1回平均排出量を算定し、1か月500円を目処に、1L当たりの限度額を算定すると1.1円が限度となり、これを45Lに換算すると1枚あたりの価格は50円となります。

13頁ですが、「袋の規格」につきましては、他市の状況、ごみの組成調査、平均排出量から見まして、世帯人員別の排出量から袋の大きさを考えると、「焼却ごみ類」および「プラスチック製容器類」については、45Lと15Lの2種類が必要であります。

「破砕ごみ類」と「陶器・ガラス類」については、いずれも15Lだけで対応可能ではありますが、現在「小型破砕ごみ」に分別されているものには15Lの袋に入らないものがあり、対策として大袋を作るなどの措置を検討する必要があります。

以上のことから、袋の料金水準および袋の規格等については、単純従量制を導入する中での指定袋の価格については1袋45L当たり50円とし、容量は45Lと15Lのものを作成することが適当であると考えます。

また、袋の単価は、いずれのごみ種にあっても同一の単価とします。

次に14頁ですが、新しいごみ袋の種類、大きさ、販売価格を表にしました。「焼却ごみ類」「プラスチック製容器類」「破砕ごみ類」がそれぞれ1枚当たり、45L50円、15L17円「陶器・ガラス類」が1枚当たり15L17円となります。

「6. 単純従量制による有料化による効果」ですが、1点目は、ごみの発生抑制やリサイクルが推進される。2点目は、ごみ処理費の負担の公平化が図れ、市民のごみにかかる諸問題や資源循環型社会に向けての意識改革が進むというものです。3点目は、市の財政負担の軽減が図れると考えられます。

15頁の「7. 社会的配慮による無料配布措置」につきましては、本市にあっても、検討していく必要があると考えられ、事例をいくつか記載させていただきました。

「8. 財源の有効活用につきましては、ごみ収集・処理やごみ減量・リサイクルの推進等の廃棄物対策事業の特定財源とすることが望ましいと考えられます。

「9. その他」についてですが、1点目は、ごみの減量化を進めるについては、ごみ処理費の有料化だけに頼ることなく、地域団体が行う資源回収活動補助など、ごみの排出抑制への取り組みを支援していく必要があるということ。2点目は、家庭系ごみの処理料金との均衡を図るべく、事業系の処理料金についても見直しを行う必要があるということ。

3点目は、焼却ごみについては、一層のごみの減量策と、あわせてごみの収集区域を見直すなど、1日当たり搬入量の均一化を図る対策の検討していく必要があること。

4点目は、プラスチック製容器類については収集日を現在の月2、3回から週1回に増やすことが望ましいこと。

5点目は、ごみの分別ならびに処理経費にかかる住民負担についての変更を行うにあたり

ごみ処理の収支、ごみの減量およびリサイクルの推進にかかる情報を広く市民に提供していく必要があるということ。これら5つを記載させていただきました。

以上で説明を終わります。

○ 副会長

事務局より説明していただきましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

○ 委員

クリーンセンターの地元のご協議について、了解はもらえたのですか。それとも、今後も継続されるのですか。

○ 事務局

ごみ分別見直しにかかるプラスチック類の焼却の協議について、地元と了解は得られました。

○ 委員

資料1につきまして、市のパブリックコメント実施要綱に、実施主体は、審議会が行う場合と、市が行う場合と両方の記載がされているのか、記載されていないのかどちらですか。

○ 事務局

要綱は、市が実施する場合の手続きが定められていますが、審議会等附属機関が実施する場合も、本要綱に基づき実施することと定めています。

○委員

湖北広域行政事務センターでは、パブリックコメントを審議会で実施し、彦根市は、行政が実施しました。

私は、パブリックコメントを市で実施した方がいいと思います。パブリックコメントを実施することにより、市民よりごみ問題に関する意見がたくさん出てきます。

審議会がパブリックコメントをすると、諮問事項以外のことは回答ができないということになります。市が実施した場合は、諮問事項以外のことでも回答できます。パブリックコメントでの意見は、諮問事項以外のことでも、きっちり回答すべきだと思いますので、草津市がパブリックコメントを実施した方がいいと考えます。答申素案をまとめて、一旦、審議会から市長に提出して、市がパブリックコメントを実施する方がいいと思います。パブリックコメントに付帯意見はつけない方がいいと思います。パブリックコメントにおいて、市民より慎重にやってほしいという意見も出てくると思います。

これを一括してまとめ、市としての方針を打ち出せると思います。また、パブリックコメントの意見を踏まえ、答申の内容を修正してもいいのではないかと思います。

○ 副会長

パブリックコメントについて、審議会が実施する方法と、市が実施する方法を事務局より説明いただきましたが、他にご意見ありませんか。

○ 委員

パブリックコメントを市で実施してもらったほうが円滑にいくのではないかと考えます。

○ 事務局

パブリックコメントを市が実施する場合は、資料 1 の表の中段のタイムスケジュールに基づき進めてよろしいですか。

○ 委員

先ほど、パブリックコメントは、市が実施する方がいいと言いましたが、それは、資料 1 の表の中段の「市が実施する場合」のタイムスケジュールでなく、上段の「審議会が実施する場合」のタイムスケジュールに基づき、市が実施する方がいいという意味です。つまり、審議会が答申素案を一旦市に提出し、答申素案について市がパブリックコメントを実施するという事です。

○ 事務局

草津市のパブリックコメント実施要綱によりますと、パブリックコメントを審議会で実施する方法と、市が実施する方法の二通りの方法しかありません。

○ 委員

審議会が答申素案を一旦市に提出し、答申素案に基づき市がパブリックコメントを実施するという方法はできないということですね。

○ 事務局

はい。

○ 委員

市民の色々な意見を聞くため、パブリックコメントを答申素案の段階で実施することが重要と考えています。

市が実施主体となった方が、市の考えをまとめたものを書けるので、その方がいいと思

ますが、できないということであれば、審議会で実施する場合のタイムスケジュールに則って実施せざるを得ないと思います。また、パブリックコメントの意見と回答を公表する時については、答申素案の項目ごとに意見・回答を整理していただくと共に、諮問事項対象外につきましては、備考等を作り、市の考えを記載することも検討したらどうかと思います。

○ 委員

答申素案を審議会で出し、パブリックコメントで市民の意見を聞き、これを踏まえて答申をしてまとめるということであれば、効率的だと思います

○ 副会長

それでは、パブリックコメントの実施主体は審議会とし、資料1の上段の表「パブリックコメントを審議会が実施する場合」のタイムスケジュールにより実施していきたいと思えます。

次に「付帯意見(案)」について、説明をお願いします。

○ 事務局

資料4「付帯意見(案)」について説明させていただきます。

平成18年3月から今年1月まで、延べ9回にわたり、慎重な審議を重ねていただき、今回、答申素案をまとめていただける段階までまいったのですが、冒頭で部長が申しましたとおり、今年3月に市長が交替し、審議会に諮問させていただいた時の状況に変化が生じました。

更に、昨今における後期高齢者問題、年金問題等の社会問題に加え、深刻な経済不況の中で、市民が生活を守っていく上で、非常に厳しい環境となっています。このような環境にあって、今この時期が、単純従量制の有料化を導入し、市民に新たな費用負担を求めていくのに適切な時期なのかどうかを見定める必要があるのではないかと考えています。

また、審議会でのご意見をいただきましたとおり、単純従量制の導入は、現行の制度が大きく変わってしまうこととなります。町内会を通じてのごみ袋の無料配布は、町内会役員さんにご負担を掛けていますのも事実ですが、一方、町内会から配布することで町内会の加入に役立っているとのご意見もいただいています。いずれにしても導入するまでの間、町内会には、単純従量制の趣旨をご理解いただくための期間を頂きたいと思っております。

以上の理由によりまして、付帯意見について、事務局からご提案申し上げますのでよろしくご審議いただきますようお願いします。

資料4の「付帯意見(案)」を読ませていただきます。

市長の諮問を受けた「ごみの分別方法の見直し」と「ごみ処理費の住民負担のあり方」は、資源化の促進を図り、ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保することをもって、循環型

社会に即応したごみの減量を図ることである。

分別の見直しを行うことにより、資源化率が高まり、最終処分される焼却ごみの減量化には一定の効果は期待できるが、人口の増加とともにごみ量は増加の方向に推移するものと見込まれる。このような情勢から、一層のごみの減量効果を図るには、指定ごみ袋の単純従量制は有効な方策とするが、答申にあたっては、次の事項について、付帯意見として記す。

記「1. 単純従量制の導入時期について」、単純従量制の導入は、新たなごみ処理の負担を市民に求めることとなり、その負担を理解してもらうことは、今日の社会経済情勢から厳しい環境にある。一方、今後、ごみ量は増加する状況にあつて、当然ながら、市のごみ処理経費が増加し、新たな財政支出として、ごみ焼却施設の老朽化等に伴う費用が発生してくることが予測される等、草津市を取り巻く廃棄物処理の環境は一層厳しい状況なると思われる。これらの四囲の状況を踏まえ、指定ごみ袋の単純従量制の導入時期については適切に判断されることを望む。

「2. 単純従量制の導入時までの緩和措置について」、草津市は、現在、指定ごみ袋の一定枚数を無料で配布する超過従量制を採用し、町内会を通じて、市民にごみ袋を配布する方法を長年続けてきた。この方法を大きく変えることとなる単純従量制への移行が、市民に理解されるのかと懸念する意見もあることから、現行制度から単純従量制への移行までの変化を緩和させるための制度の弾力的な運用等、必要な措置が講じられるよう検討されたい。

以上でございます。

○ 副会長

付帯意見(案)についてご意見ございませんか。

○ 委員

付帯意見として付けるのは望ましくないと思います。答申素案の15頁の「9. その他」の前に「有料化の導入時期及び緩和措置」というような項目を付け、「導入時期については、市民への十分な周知徹底等を十分に勘案して導入時期については、適切に判断されることを望む」、という趣旨の文言をいれたらいいのではないかと思います。

それと、緩和措置とは具体的には何を言っているのですか。例えば、現行の指定ごみ袋を、有料化実施後もそのまま使えることが望ましい等、具体的に記載したほうがいいと思います。

○ 委員

緩和措置の方法についての考え方と、その期間について教えてください。

○ 事務局

緩和措置の具体的施策については、現時点では考えられません。

今後、町内会と話し合っ、コンセンサスを得られなければ、具体的な施策は出せないのではないかと考えています。

○ 委員

答申素案の15頁の9番目に指定ごみ袋の有料化の導入時期等の項目を、新たに記載すれば、いいのではないですか。

○ 事務局

答申素案の15頁の9番に、付帯意見(案)の「記」以下を整理して記載し、「その他」を10番にすることで、ご異存がなければ、そのようにさせていただきます。

○ 委員

ごみ袋有料化の導入時期については、市民の関心が高いので、資料2「ごみ分別方法の見直しとごみ処理費の住民負担のあり方に対するパブリックコメントの実施について」の中に項目を起こし、簡潔に記載したらどうかと思います。答申素案の「7. 社会的配慮による無料配布措置」についても、資料2に「今後検討していく。詳細は答申素案参照」という趣旨の文言を記載したらいいと思います。

それと、答申素案6頁の現在の区分と新しい区分の表は、これよりも、資料2のパブリックコメントの表の方が、どのように変わるのかが分かり易いので、いいと思います。

○ 副会長

付帯意見については、もう少し内容を検討・整理していただきたいと思います。

○ 事務局

パブリックコメント案、答申素案、ご意見がございましたら、12月中に、事務局まで連絡いただきますようお願いいたします。

○ 副会長

次に、一般廃棄物処理基本計画について説明願います。

○ 事務局

本日、市長から青木副会長に諮問書が提出されました。諮問内容は、資料7の「草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定に係る基本的事項について」のとおりです。

諮問の趣旨ですが、現在の基本計画の期間は平成13年度から平成22年度の10カ年

です。本市は、この処理基本計画に従い、廃棄物処理行政を進めてきましたが、この間、ごみの発生量の高水準での推移、ごみ処理コストの増加等様々な問題が顕在化し、早急な対策が必要となってきました。

また、国においては、「循環型社会基本計画」の策定や「廃棄物処理法の基本方針」の改定が行われました。また、県においても「第二次滋賀県廃棄物処理計画」が策定されるなど、循環型社会の構築に向けた取組みが積極的に推進されています。

本市におきましても、新たな処理基本計画の策定にあたり、基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本的事項について御意見をいただきたく諮問するものです。

次に、資料8に基づき説明いたします。

「1. 一般廃棄物処理基本計画とは」ですが、廃棄物処理法により市町村が一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととなっています。この計画に掲げる項目は、「一般廃棄物の発生量および処理量の見込み」、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」、「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」です。

次に「2. ごみの排出状況」ですが、本市における平成18年度の総排出量は、39,348t、1人1日当たりの排出量は926g、資源化率は15.1%です。平成11年度と比較してみますと、排出量で6.5%増でして、この間の人口増加率の5.5%を上回っています。

また平成16年度まで増加傾向にあったごみ排出量は、平成16年度をピークに、3年間は横ばい、もしくは減少状況です。

「3. 国及び県内他市との比較」ですが、1人1日当たりのごみ量は、本市と国、県で比較しますと国が最も多く次いで県、本市となります。ただ、国は減少傾向にあり、県は横ばい傾向にある中で、本市は増加傾向にあります。

また、1人1日当たりのごみ量を、県内13市と比較してみますと、本市は、ほぼ、県内の平均値ですが、リサイクル率は、県平均の18.9%を下回っています。

「4. 家庭系と事業系の傾向」ですが、本市においては、家庭系ごみ量と事業系ごみ量の比率は概ね7対3でしたが、平成19年度は、6対4となってきました。全国、滋賀県の平均は概ね7対3でありますことから、本市は、事業系ごみ量が伸びてきている状況であり、事業系ごみの対策が必要となります。

「5. ごみの分析」についてですが、普通ごみ類につきましては、紙類45%、厨芥類30%と多いので、紙類・厨芥類の対策が、ごみ減量のため必要となります。また、家庭系と事業系ごみが混在しているクリーンセンターのピット内のごみ組成は、紙・布類の割合が64%と多く、またプラスチック類も増加しています。

「6. 現在の一般廃棄物処理基本計画の減量化の目標値」についてですが、現在の計画

では、86%です。平成18年度減量化率は85.45%ですので、ほぼ目標を達成しております。

資源化率の目標値は、24%ですが、平成18年度資源化率は15.6%で、達成が難しい状況です。

「7. 国、県の計画目標値」ですが、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」につきましては、基準年度が平成9年度、目標年度が平成22年度となっています。「一般廃棄物の排出量を5%削減」目標がありますが、平成9年度の一人当たりのごみ排出量1,153g、平成22年度の国の目標値は1,095グラムです。

草津市の平成18年度の排出量は1,004gで、国の目標値をクリアしていますが、平成9年度より6.3%増加しております。

国の「再生利用率を約11パーセントから約24%へ」の目標ですが、草津市の平成18年度再生利用率は15.1%と下回っている状態です

「最終処分量をおおむね半分」にするという国の目標で、目標値は3,779tですが、草津市の平成18年度の最終処分量は5,600tで、平成9年度比26%の減となっており、国の目標を下回っている状態です。

次に、国の「循環型社会形成推進基本計画」についてですが、これは基準年が平成12年、目標年が平成27年となっています。

1点目は、「1人1日当たりのごみ排出量を10%削減」する目標でして、目標値は1,066gですが、草津市の平成18年度のごみ排出量1,004gで国の目標値を下まわっています。平成12年度の4%増となっています。

2点目は、「1人1日当たりの家庭から排出するごみの量を約20%削減」の目標で、目標値は528gです。草津市の平成18年度1人1日当たりのごみ排出量は541gで国の目標値を若干上回っていますが平成12年度の3%減となっています。

3点目は、「事業系ごみの総量について平成12年度比で約20%の減」の目標で目標値は10,568tです。草津市の平成18年度の事業系ごみの総量は、14,383tで平成12年度の9%の増加となっています。

次に、4頁の、「県の計画目標」ですが、基準年度が平成9年度、目標年度が平成22年度となっています。

1点目の「総排出量の1人1日当たりのごみ排出量900gに想定人口をかけたものとする」とする目標値ですが、草津市の平成18年度の1人1日当たりのごみ排出量は926gと県の目標値を上回っており、ごみ量も増加傾向にあります。

2点目の「リサイクル率を26%」の目標値ですが、草津市の平成18年度のリサイクル率は15.1%と下回っている状態です。

3点目の「単純処理された量を基準年度の2分の1」とする目標ですが、目標値は15,786tですが、草津市の平成18年度の処理量は36,203t、平成9年度の15%

増となっています。

4点目の「最終処分量を基準年度の2分の1」とする目標ですが、目標値は3,779tですが、草津市の平成18年度の最終処理量は、5,600tで平成9年度の26%減となっています

次に、「8. ごみ量の予測」ですが、人口予測は、平成13年度から平成19年度の7年間の実績を基にトレンド法による人口推計を行った結果、人口は微増し、ごみ量は微減することとなりますが、現在策定中の総合計画の人口数値は、現在の予測数値を上回る可能性がありますので、総排出量は微増する可能性があります。

「9. 計画年次」ですが、計画期間は、平成22年度から平成33年度とします。これは平成22年度より新しい分別を開始することから、1年前倒にして現在の計画の目標年次の平成22年度を初年度とし、大阪湾フェニックス2次計画の最終年度の平成33年度までとします。

「10. 減量目標」についてですが、基準年度は平成18年度、目標年度は平成33年度とします。

目標値は、1人1日ごみ排出量900g、リサイクル率は27%とします。

家庭系焼却ごみの3割減につきましては、市長のマニフェストでごみの3割削減が示されているので、これを目標とします。

事業系一般廃棄物は20%減とします。これは、国の計画目標値です。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、現在作成中でありまして、決定してものではございませんので、ご意見をいただきたいと思えます。

○ 副会長

一般廃棄物処理基本計画について、ご意見ご質問はございませんか。

○ 委員

タイムスケジュールでは、本年度末に答申作成となっていますが、資料8の1頁の1-②の「一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項」は、今審議しているごみ分別・有料化の答申素案の内容とかかわってきます。答申が出る前に、一般廃棄物処理基本計画の答申を出すことは、つじつまが合わなくなると思えます。ごみの分別見直し・ごみ袋の有料化の答申が出てから、基本計画を策定した方がいいのではないかと思います。

資料8の内容は、基本計画の要旨であると思えますが、減量化率やリサイクル率等の用語がありますが、用語の定義とごみ処理の流れ図を記載しないと、分かりにくいと思えます。

目標数値の意味合いですが、国・県の目標を基準に考えるのもいいですが、市民に説明するとき根拠があると思えます。それと、ごみ分別の見直しやごみ袋の有料化等の施策との整合性をとることが必要だと思えます。

また、「一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項」において、この目標のためにはこの施策を実施する。実施すればこれだけの効果があるという根拠を示すべきだと思います。

一般廃棄物処理基本計画の答申について、資料1のタイムスケジュールでは厳しいと思いますが、計画を今年度中にまとめる必然性があるのですか。

○事務局

答申素案の中で、ごみ袋の有料化につきましても一定の方向づけをいただいていますので、一般廃棄物処理基本計画には、実施年度や金額は明確にできませんが、有料化を実施する方針を記載していきたいと考えています。また、ごみ分別方法の見直し、ごみ処理費の住民負担のあり方の答申と、一般廃棄物処理基本計画は、併行してご審議いただきますようお願いします。

基本計画につきましては、今年度の予算で作成していく必要がありますので、資料1に示すタイムスケジュールとさせていただきます。

○ 委員

基本計画の減量目標値について、平成18年度の実績値は分かりますが、今後答申素案の施策を実施した場合、どれくらいの数値になるか試算はできますか。

○ 事務局

ごみ袋の有料化による減量の試算は難しいですが、それ以外の施策の実施による減量化数値の試算はできます。

○ 副会長

他に御意見ございませんか。それでは、本日の審議内容について、事務局から確認をお願いします。

○ 事務局

パブリックコメントにつきましては、実施主体は審議会とし答申素案を添付して実施します。また、資料1の上段の欄の「パブリックコメントを審議会が実施する場合」のタイムスケジュールで実施します。

付帯意見は、答申素案に添付するのではなく、本編の中に入れ、資料15頁の「8. 財源の有効活用と「9. その他」の間に入れる。内容としては、「社会状況等を勘案し有料化の導入時期は、適切に判断することが望ましい。」趣旨で整理したらどうかというご意見がありました。

また、パブリックコメントにつきましては、ごみ袋の有料化の導入時期は、市民の関心が

高いということで、これにかかる表記をしていく方がいいのではないかというご意見がございましたので、事務局で整理したいと思います。

また、答申素案、及び一般廃棄物処理基本計画について、他にご意見がございましたら、12月中に事務局まで報告くださいますようお願いいたします。

そして、来年1月に開催予定の審議会において、再度、パブリックコメント（案）と答申素案をご確認いただくことといたしたいと思います。

2点目の一般廃棄物基本計画につきましては、資料1の表の下段のタイムスケジュールで進ませていただき、1月と2月に開催予定の審議会で審議いただき、作成していきたいと考えています。

○ 委員

資料7の一般廃棄物処理基本計画諮問書によると、基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本的事項について審議するものですが、本日説明いただきました資料8につきましては、基本計画がどんなものか、目標値をどうするかという資料ですね。スケジュールによりますと、次回の審議会で、答申素案の作成とありますが、基本計画の方針や計画全体の考え方等を明らかにしてもらわないと、審議できないと思います。

○ 事務局

来年1月の審議会開催の日が決まりましたら、少なくとも一週間前までに、審議会の資料を送付させていただきますので、事前に内容の確認いただけるようにしていきたいと考えています。

○ 副会長

付帯意見案件でご意見がありましたが、緩和措置として、ごみ袋の有料化を実施し新しい指定袋に変えた時は、今まで使っていた指定袋も一定期間使える旨を入れていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の審議会は終了いたします。

